

研究論文

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版)の特徴の検討 (1)

—調査組織に関する章の旧版との比較を中心に—

下田 芳幸^{*1} ・ 吉村 隆之^{*2} ・ 平田 祐太郎^{*3}

An examination of the features of the revised guidelines for investigations on serious situations of bullying (1):

Focusing on the comparison with the previous version of the chapter on investigation organizations

Yoshiyuki SHIMODA, Takayuki YOSHIMURA, and Yutaro HIRATA

【要約】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(改訂版)の調査組織に関する章の特徴について、旧版との比較を通して検討した。改訂版では調査の概要及び目的の章が新設されていたほか、調査組織の設置、重大事態調査の進め方の記載量が大幅に増えていた。また、調査委員の第三者性や公平性・中立性、聴き取り、事実関係の整理、事案への対処や再発防止策、再調査の必要性や再調査の目的に関する言及が、それぞれ増えていた。

【キーワード】いじめ、重大事態、ガイドライン、調査組織

問題と目的

いじめ防止対策推進法(2013年施行。法と略記)では、“いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき”(法第28条第1項第1号)または“いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき”(同第2号)を重大事態と定義している。そして重大事態が発生した場合、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止のために、当該学校の設置者あるいは当該学校が調査組織¹を設置し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行うこととなっている。

この調査の進め方に関して、「不登校重大事態に係る調査の指針」が(文部科学省, 2016)、次いで「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、ガイドラインと略記。文部科学省, 2017b)が策定された²。しかしガイドライン等に沿った

対応がなされていないことなどにより児童生徒への深刻な被害が発生している状況を踏まえ、ガイドラインは2024年に改訂され(文部科学省, 2024a, 以下、改訂前のガイドラインを旧版、改訂後のガイドラインを改訂版と表記)、併せて「不登校重大事態に係る調査の指針」が廃止されている。

心理の専門家は、スクールカウンセラー(以下、SCと略記)として学校で活動することも多いが、その際、法第22条に基づき各学校に設置される学校いじめ対策組織に参画することが求められている(文部科学省, 2017a, 2024a)。この組織は、特に不登校重大事態等が発生した際の調査組織の母体となる場合がある(文部科学省, 2024a)。さらに、地方公共団体の長あるいは教育委員会等が設置する調査組織にも心理の専門家の参画が求められている(文部科学省, 2017a, 2024a)。なお重大事態は、2023(令和5)年度に1,185校で1,306件発生しており(文部科学省, 2024b)、重大事態の発生件数は増加傾向にあることから(下田他、

*1 佐賀大学大学院学校教育学研究科 *2 九州大学大学院人間環境学研究院 *3 鹿児島大学法文学部

2024b), SCをはじめとする心理の専門家が重大事態の調査に携わる機会は、今後さらに増えていくことが予想される。そのため、改訂版の変更点や強調点を把握しておくことが重要である。

以上より本研究は、旧版と比較した改訂版の特徴を明らかにすることを目的とし、分析手法として計量テキスト分析を用いることとする。計量テキスト分析は、計量的手法を用いてテキスト型データを分析した後に内容分析を行う方法と定義され、分析の信頼性・客観性を一定程度確保できる利点がある（樋口, 2020）。本研究は計量的分析として、旧版、改訂版それぞれの語句の出現回数、および語句の共起関係の確認を通して、改訂版の特徴を明らかにすることを試みる。

なお本研究は字数制限の都合上、ガイドラインのうち、改訂版で新たに設定された‘重大事態調査の概要及び調査の目的’と、心理の専門家が調査委員として関与することの多い調査組織に関する章（‘調査組織の設置’、‘対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明’（旧版では‘被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等’）、‘重大事態調査の進め方’（旧版では‘調査の実施’）および‘地方公共団体の長等による再調査’）を対象とした³。その他（学校および学校の設置者に関するもの）は別稿にまとめた（下田他, 印刷中）。

方 法

1. 分析データの作成と修正

旧版および改訂版とも、文部科学省のウェブサイトにて公開されているガイドラインの PDF ファイルからテキストデータを作成した⁴。ただし表紙、目次、各章のタイトル、および改訂版にのみ記載のある各章のポイント、そしてテキスト認識の都合上、改訂版の図については、対象外とした。

本研究は、計量テキスト分析に KH Coder (Ver.3.02c ; 樋口, 2020) を使用した。以下、分析に用いた語句は〔 〕, その他の文脈で旧版および改訂版から語句等を引用する場合は‘ ’, そして先行研究等からの引用は“ ”で表記した。

2. 分析データの前処理と複合語の設定および分析に使用する語の選択

データの前処理と複合語の検討 分析データについて、テキストのチェックおよび前処理を行った。得られた抽出語を確認し、分割されていた単語をひとまとまりのものとして扱うよう設定した（例：‘お’, ‘それ’を [おそれ]）。

また、KH Coder に同梱されている形態素解析ツール茶釜を用いた複合語の検出結果のほか、[学校いじめ対策組織] のようにガイドラインの特徴上ひとまとまりで扱ったほうがよいと判断されたものや‘スクールカウンセラー’のように一つの語句として扱う方が適切と判断された 75 の語句については、分割されないように設定した。

分析に使用する語の選択 後述する共起ネットワークの作成において、なるべく明瞭な結果を得るために、以下の語句を除外語として設定した。

まず、文法的な観点から‘ある’などそれだけでは意味をなしにくい語や助詞や助動詞、そして年号については、すべて除外した。また、ガイドラインの性質を踏まえ、より明瞭な結果を得る都合上、‘重大事態’, ‘調査’, ‘法’や‘項’といった全体を通して頻出した語句も除外した。

3. 適用する分析手法

両版の語句の特徴を確認するため、それぞれにおいて語句の出現回数を確認した。なお、改訂版は全体的に記載量が増えていたことから、抽出する語句数について、旧版は出現回数 3 回を原則とし、改訂版は章ごとの記載量の増加量を考慮して決定した。なお以下の各 Table の語句数の多寡は、上記基準のさらに 1.5 倍を目安に記載した。

また、それぞれの版の語句の関係性を確認するために、共起ネットワークを作成した。共起ネットワークの作成は、Jaccard 係数による最小スパニングツリーのみをサブグラフ検出(グループ分け)で描画する設定を用い、そして使用語句は、上位 60 語程度とした。

結果と考察

基準を超えた語句が非常に多く、また多様な共起関係も示されたことから、重大事態に関与するSC等の心理の専門家に有用な知見を提供するという本研究の目的に鑑み、以下、学校臨床心理学に関連の深いと思われる語句に関する結果を中心に考察を行った。

なお、全体として〔加害〕や〔被害〕などの語句の出現回数が減少し、一方で〔対象〕や〔関係〕といった語句は増加しているが、これは改訂版において、いわゆる被害者を対象児童生徒、いわゆる加害者や当該重大事態に関わりのある児童生徒を関係児童生徒と表記されていることによる⁵。

1. 重大事態調査の概要及び調査の目的

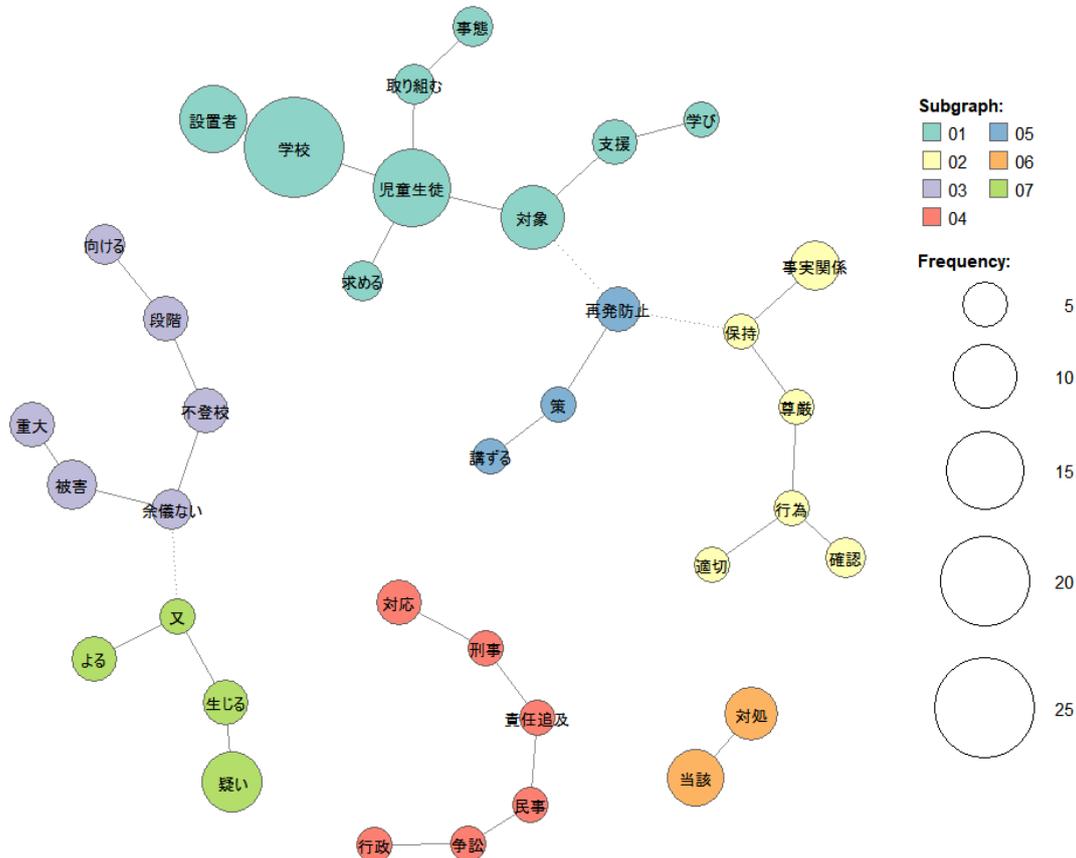
この章は改訂版にのみ設定されており、‘重大事態調査の概要’および‘重大事態調査を実施する目的’の2つの節から構成されている。

語句の数について、分析に使用された語句の総数を表す総抽出語数は443、分析に使用された語句の種類を表す異なり語数は193であった。出現回数が3回以上だった語句をまとめたものをTable 1に、共起ネットワークの結果をFigure 1に、それぞれ示す。なお本章のみ、旧版と比較する必要がないことから、章のポイントの箇所も分析データに含めた。

Table 1 重大事態調査の概要及び調査の目的における語句の出現回数

学校	25	再発防止	5	事態	4	行為	3	発生	3
児童生徒	15	支援	5	取り組む	4	講ずる	3	必要	3
設置者	11	実施	5	法律	4	策	3	防止	3
対象	10	重大	5	向ける	4	進め方	3	保持	3
疑い	9	生じる	5	求める	4	責任追及	3	学び	3
目的	9	対応	5	余儀ない	4	争訟	3	民事	3
当該	8	段階	5	解消	3	尊厳	3		
対処	7	不登校	5	関係	3	適切	3		
事実関係	6	よる	5	行政	3	当該学校	3		
被害	6	確認	4	刑事	3	取組	3		

Figure 1 重大事態調査の概要及び調査の目的における語句の共起ネットワーク



本章において重大事態の調査は、‘対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査’（括弧書き省略）とされている。このため、〔事実関係〕のほか、〔対処〕や〔再発防止〕の出現が多く、また〔再発防止〕は〔策〕を〔講ずる〕と共起していた。

また、〔疑い〕の使用頻度も高いが、これは先述のように、重大事態の定義は“いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき”または“いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき”であり、この「疑い」の部分強調している可能性がある。

次に、〔支援〕の出現回数も多く、〔対象〕〔児童生徒〕と共起している。‘当該重大事態への対処’の中で、‘心のケアや必要な支援’、‘学習支援’や‘学びの継続に向けた支援’といった記載が確認でき、調査目的の一つとしての被害者支援が強調されているようである⁶。関連して、〔尊厳〕が3回確認でき、文中では‘対象児童生徒の尊厳の保持’として使用されている。なお‘尊厳’は改訂版全体では5回使用されているが、旧版での使用は確認できないことから、‘対象児童生徒の尊厳の保持’は、改訂版での強調点の一つとなっているようである。

このほか、〔争訟〕や〔責任追及〕、〔民事〕や〔刑事〕も3回ずつ出現し共起していた。文中では‘民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応’を直接の目的とするものではないとあり、法律的な観点からの責任追及ではなく、あくまで当該重大事態への対処と再発防止の目的でなされる調査である点が強調されているようである。

以上より、当該重大事態への対処と同種の事態の再発防止策を講ずるという目的、法的な責任追及ではなく教育的な観点であること、疑いの段階で調査を行う点、そして被害者側の尊厳の保持や支援の言及が多い点が改訂版に特徴的といえる。

2.調査組織の設置

この章について、旧版は‘調査組織の構成’、‘調査組織の種類’および‘第三者委員会を設けた調査を実施しない場合’の3つの節、そして改訂版は‘調査主体の決定’および‘調査組織の構成の検討’の2つの節から構成されている。なお、改訂版の‘調査主体の決定’は(1)調査主体を決める、(2)調査組織の種類、(3)調査組織を常設とした場合の対応の3つの項がある。項を含む節単位で比較すると、本章の改訂版では調査組織での調査を実施しない場合の説明がなくなり、調査主体、専門性や第三者性に関する説明が追加されている。

語句の数については、旧版、改訂版の順に、総抽出語数は182と843、異なり語数は103と272であった。なお分析に用いない品詞も含めた語句数を基準にした場合、改訂版の本章の記載量は旧版の4.5倍となっており、全体の平均的な増加量（3.3倍）より多かった点も、本章の特徴といえる。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で14回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 2に、旧版で3回以上、改訂版で6回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 2-1と2-2に、それぞれ示す。

分析の結果、まず、改訂版では〔専門家〕の出現回数が増えており、〔スクールカウンセラー〕、〔スクールソーシャルワーカー〕といった〔心理〕や〔福祉〕の専門家のほか、〔弁護士〕や〔医師〕などの言及が特徴的であった。学校におけるいじめ対策については、学校いじめ対策組織に心理や福祉の専門家を含むこと（文部科学省、2017a, 2024a）をはじめとして、専門家の関与が求められているところであり、重大事態の調査においても同様である。国のいじめ防止基本方針（文部科学省、2017a）には、重大事態の調査を行う組織の構成として、“弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者”と明記されているが、これが改訂版

Table 2 調査組織の設置における語句の出現回数

旧版に多かった語句				改訂版に多かった語句	
第三者	7 17	児童生徒	2 18	観点	0 4
設置者	6 17	専門家	1 18	経緯	0 4
構成	6 9	考える	1 17	スクールカウンセラー	0 4
組織	5 9	確保	1 16	スクールソーシャルワーカー	0 4
第三者委員会	5 5	必要	2 14	高い	0 4
判断	4 6	対象	0 10	調査委員	0 4
実施	4 4	方式	0 9	必要性	0 4
上げる	4 0	踏まえる	0 8	目的	0 4
立つ	4 0	検討	0 7	活動	0 3
事実関係	3 5	委員	0 6	教育	0 3
学校いじめ対策組織	3 3	詳細	0 6	加わる	0 3
基づく	3 3	第三者性	0 6	見地	0 3
附属機関	3 2	担う	0 6	個別	0 3
		医師	0 5	参画	0 3
		自殺	0 5	支援	0 3
		特性	0 5	示す	0 3
		考え方	0 4		

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

にも具体的に記載されるようになったといえ、心理の専門家の積極的な参画がガイドラインにも明記されたといえる。SCをはじめとする学校臨床に携わる心理の専門家は、一般的ないじめのみならず、いじめの重大事態の調査や対応に

関しても、研鑽を積んでいく必要がある。

次に、[第三者性]という表現が増えており、加えて改訂版では[公平]（性）や[中立]（性）とともに[確保]といった共起関係が特徴的である。この点に関連して、本研究の出現回数等の基準に

Figure 2-1 調査組織の設置（旧版）における語句の共起ネットワーク

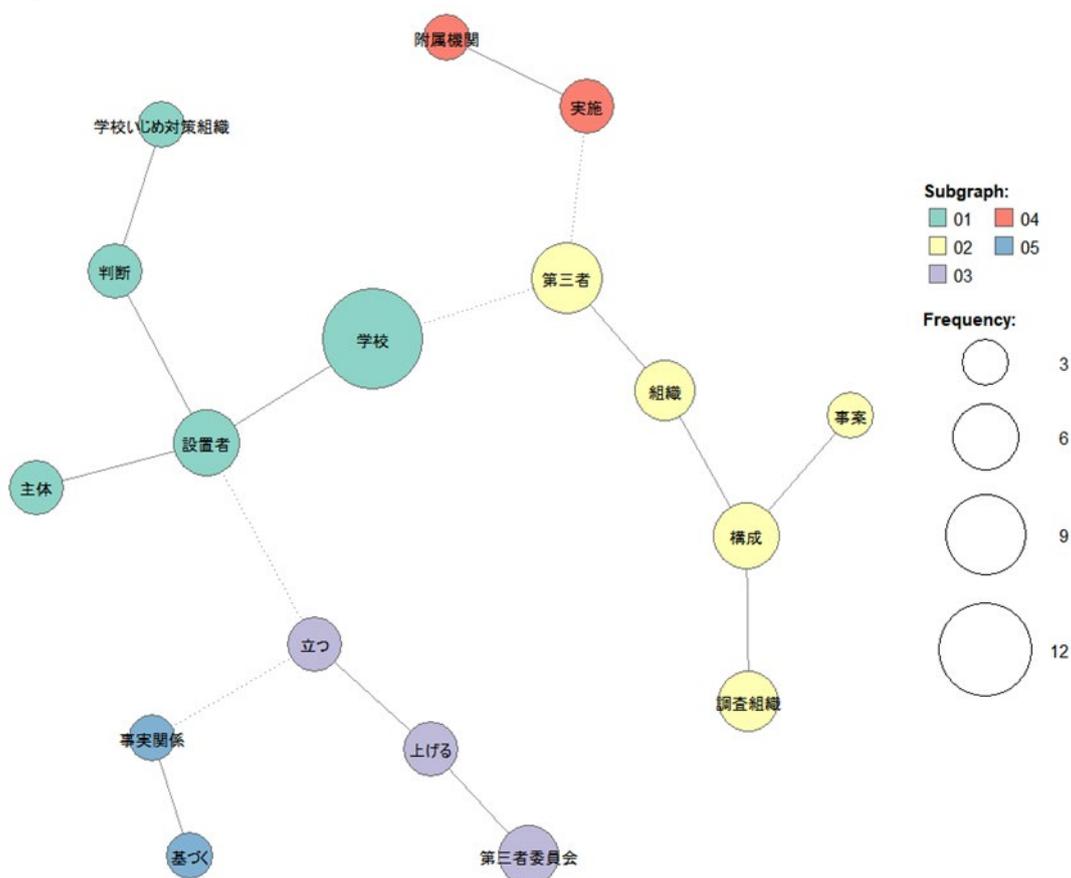
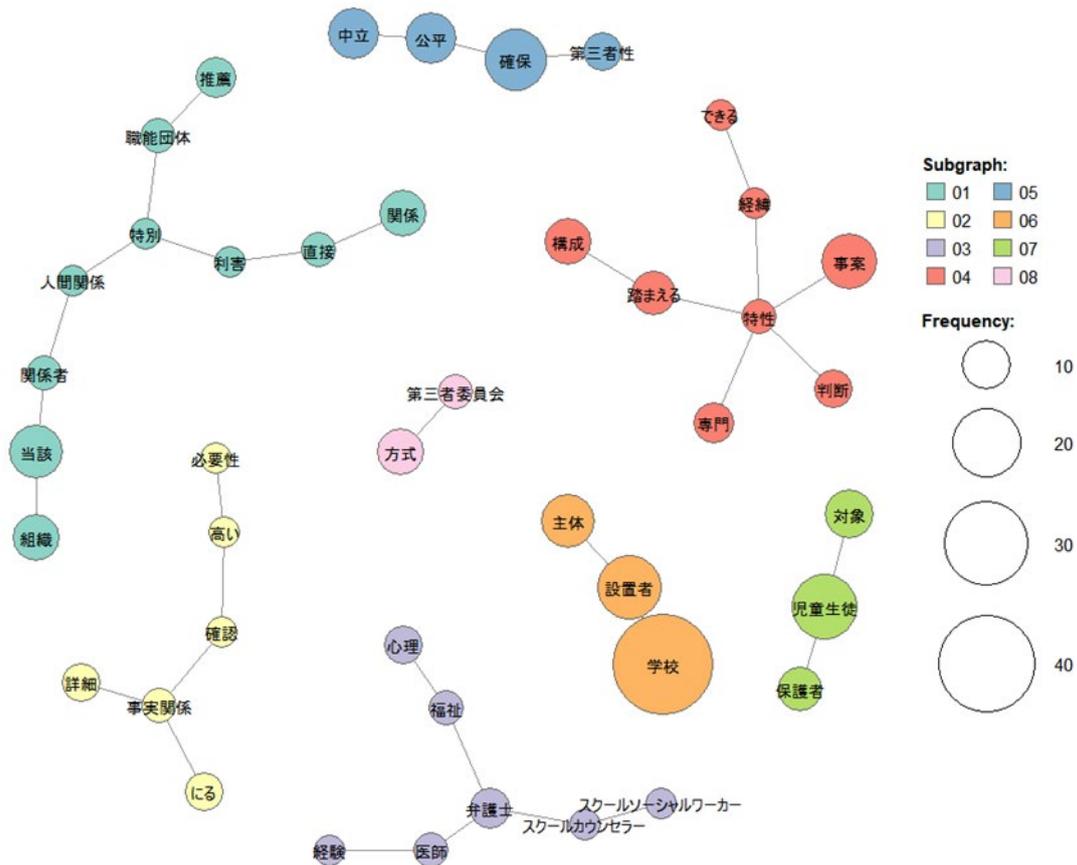


Figure 2-2 調査組織の設置（改訂版）における語句の共起ネットワーク



達していないために図表には表れていないが、被害児童生徒・保護者に‘寄り添う’といった表現が、旧版では3回出現しているが⁷、改訂版では確認できなかった。坂田（2018）は、被害者側に寄り添うことと調査に当たってその要望を全て受け容れることは決してイコールではないとし、また春日井（2020）は自身の調査委員の経験から、被害者側（自殺事案の遺族）に寄り添うことと公平性・中立性は矛盾しなかったことを論じているが、改訂版では公平性・中立性と被害者側に寄り添う姿勢を区別し、前者をより強調した結果、‘寄り添う’といった表現が削除された可能性がある。

また〔職能団体〕の〔推薦〕のあった者が〔直接〕の〔人間関係〕や〔特別〕の〔利害〕〔関係〕を有しないと記述も増えており、調査組織の〔第三者性〕や公平性・中立性の確保のための選定プロセスの記載が、より明確になっている。

このほか、〔方式〕も改訂版で特徴的であるが、改訂版では、学校の設置者主体として教育委員会等方式と第三者委員会方式、学校主体の場合とし

て学校いじめ対策組織方式と第三者委員会方式、を例示している。このように調査組織の種類に関する言及が増えていることから、〔方式〕の出現回数が増えているものと思われる。その中で特に、構成員が第三者のみでない教育委員会方式や学校いじめ対策組織方式の場合における公平性・中立性の確保に関する言及が多いことも、先述の第三者性等に関する語句の出現回数の多さの一因と考えられる。

以上より記載量が大幅に増えた点、そして主に調査委員の第三者性や公平性・中立性および専門性や、調査組織の種類に関する記載が増えた点が改訂版に特徴的といえる。

3.対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

この章について、旧版は‘説明時の注意点’、‘説明事項’、‘外部に説明を行う際の対応’、‘自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方’、‘被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合【再掲】’および‘被害児童生徒・保護

者のケア’の6つの節から構成されていた。改訂版は‘事前説明等を行うに当たっての準備’、‘対象児童生徒・保護者に対する事前説明’および‘関係児童生徒・保護者に対する説明等の3つの節から構成されていた(このうち‘事前説明等を行うに当たっての準備’は(1)対象児童生徒・保護者への説明における基本的な姿勢, (2)説明の準備, (3)説明時の注意点の3つの項, ‘対象児童生徒・保護者に対する事前説明’は(1)対象児童生徒・保護者への説明事項, (2)対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項, (3)対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合の3つの項がある)。項を含む節単位で比較した場合, 改訂版では外部への説明や自殺事案の説明がなくなっているが, これらは説明時の留意事項や, 報道対応については‘重大事態発生時の対応’の中で言及されるといった構成の違いがある。そして基本的な姿勢や準備の節が新たに設定され, 説明事項と留意事項を分けている点特徴的といえる。

語句の数については, 旧版, 改訂版の順に, 総抽出語数は673と1,255, 異なり語数は291と383であった。なおこの章は両版とも他の章と比べて記載量が多いことから, 出現回数は旧版で4回以

上または改訂版で7回以上を基準とし, かつこれまで同様に, いずれかの版で0回だった語句についてもまとめた(Table 3)。共起ネットワークについては旧版で4回以上, 改訂版で5回以上出現した語句とし, 結果をFigure 3-1と3-2に示す。

まず, [児童生徒] や [保護者] への [説明] が共起し出現回数も多いのは当然であるが, このうち [説明] の出現回数が相対的に増えていた。被害者側が納得せず調査が中断したり, 調査結果を不服として再調査を申し出たりする事案がしばしば報道されているが, こういった事態を回避することも含めて, 丁寧な説明を行うことが改訂版ではより強調されているのかもしれない。この点に関連して, 共起ネットワークの結果のうち, [聴く] は‘聴き取り(聴き取る)’という用い方が多いが, それ以外に [調査方法] や [要望] と関連している点も特徴的といえ, 調査方法や被害者側の要望を聴き取ったり, 調査組織としての方針等の説明を行ったりすることについて, 改訂版ではより強調されているようである。

なお, 本研究の出現回数等の基準に達していないため図表に示していないが, ‘納得’が改訂版で2回確認でき, いずれも調査に対する対象児童生徒

Table 3 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明における語句の出現回数

	旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句		両方に多かった語句	
	31	24	27	91	1	7
学校			説明		基づく	児童生徒
被害	28	4	対象	1	調査委員	保護者
設置者	12	10	確認	1	協力	必要
伝える	8	7	聴く	4	記録	対応
予め	7	5	関係	1	根拠	明らか
方法	7	3	事項	5	当たる	詳細
実施	6	6	事前	3	依頼	調査結果
提供	6	6	調査組織	3	疑い	状況
アンケート	5	5	考える	1	収集	職能団体
遺族	5	2	取る	3	重大	事案
外部	5	3	段階	3	重要	情報
加害	5	0	目的	2	準備	
可能	5	6	調査方法	3	紹介	
受ける	4	1	事実関係	2	整理	
教職員	4	2	構成	2	想定	
中立	4	5	求める	1	体制	
当該	4	2	要望	2	整う	
文書	4	3	判断	1	連絡	
ケア	3	0				

注) 数値は, 左が旧版, 右が改訂版の出現回数である。

Figure 3-1 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明（旧版）における語句の共起ネットワーク

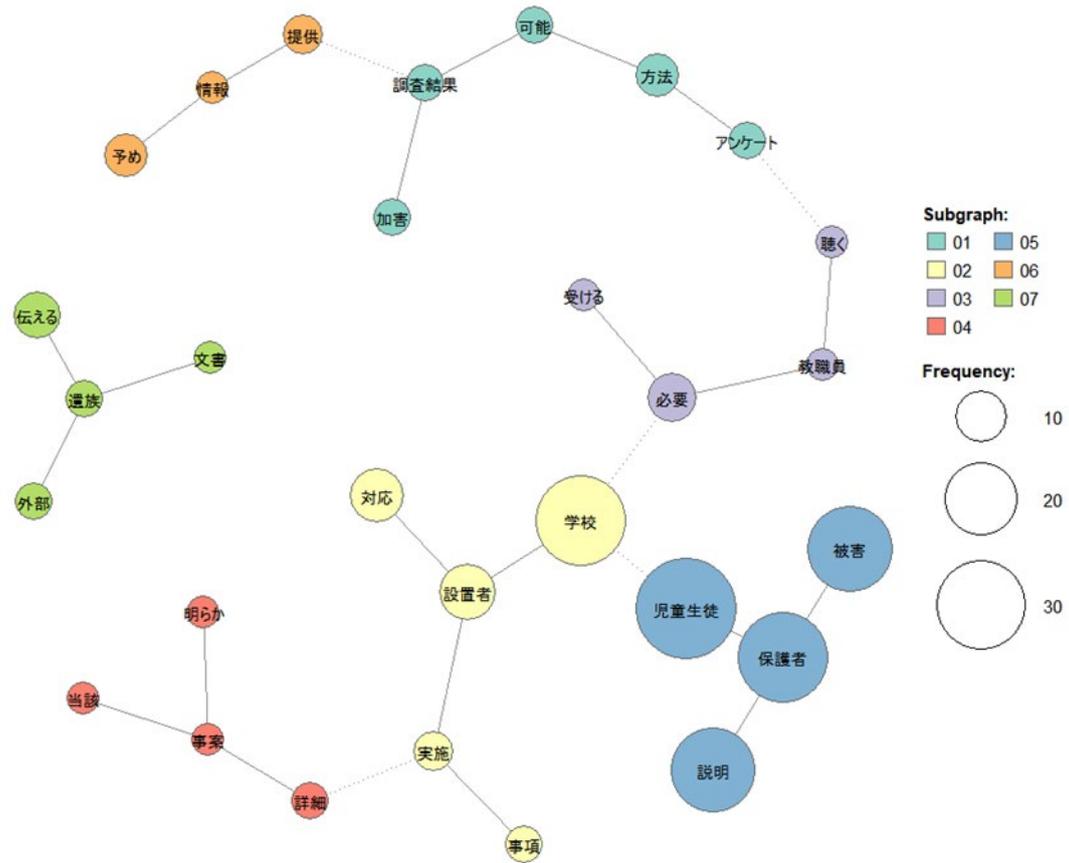
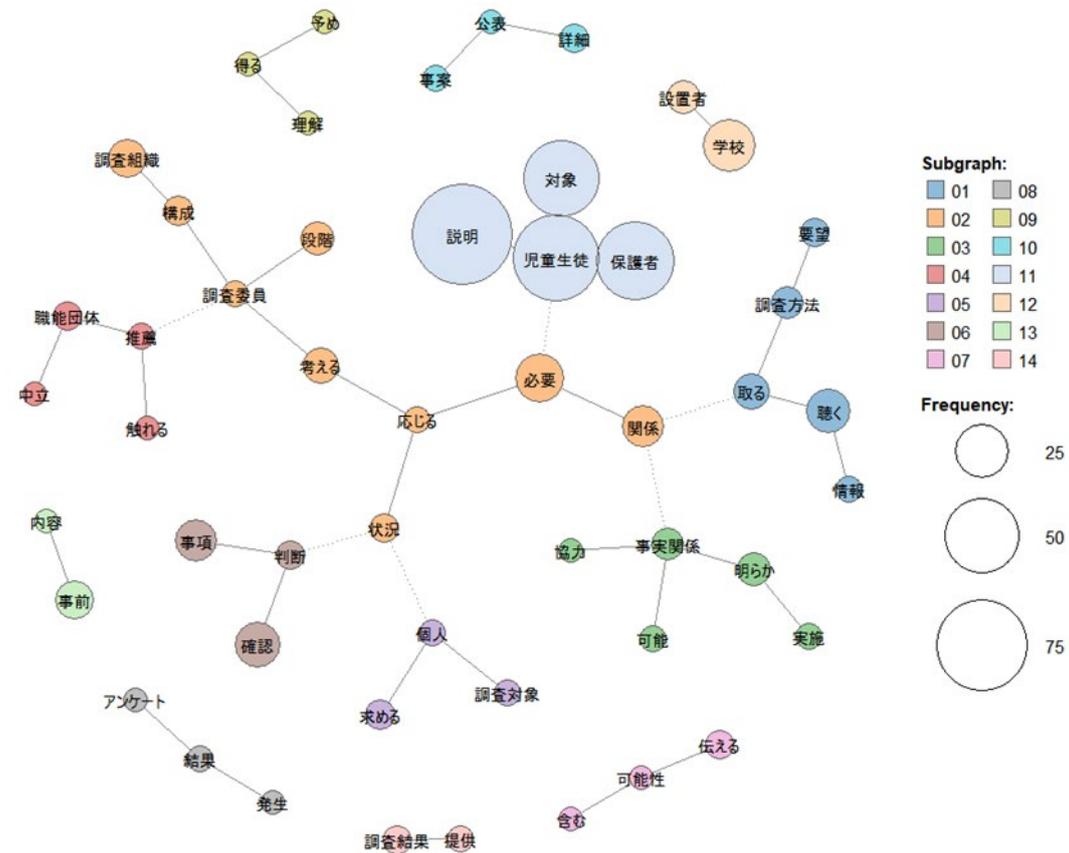


Figure 3-2 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明（改訂版）における語句の共起ネットワーク



・保護者の文脈で使用されている。前章で、調査組織の公平性・中立性が重視され“寄り添う”姿勢が削除されている点に触れたが、丁寧な説明を行うことなどして被害者側の納得を得ながら調査を進める、という意味での配慮は行いつつも、被害者側に“寄り添う”のではなく公平性・中立性を保つことが強調されているように思われる。

このほか、〔調査組織〕や〔調査委員〕の語句の出現回数も増え、それらの〔構成〕と共起していることに加え、〔調査委員〕は〔中立〕と関連する〔職能団体〕の〔推薦〕との結びつきも示された。これは、前章で述べた調査組織の公平性・中立性が、本章でも強調されている様子がうかがわれる。こういった調査組織や調査委員の選定プロセスといった公平性・中立性の確保についても、関係者に丁寧に説明する必要があると思われる。

一方、〔遺族〕は改訂版で大きく減っていた⁸。重大事態の種類として不登校および心身のうち精神の件数が多いことから（下田他，2024b）、自殺に関する記載を減らし、重大事態の種類を問わず共通する内容について記載されているのかもしれない。また、被害者側へのケアに関する節が削除されたことに伴い、〔ケア〕についての言及が見られなくなっているが、これは調査組織が行うというより、学校や学校の設置者が行うべきことであることから、調査組織が行うことを記載した本章から削除された可能性がある。

以上より、被害者側への調査方法の説明や要望を聴き取ることの強調と、調査組織の公平性・中立性について引き続き言及されている点が改訂版に特徴的といえる。

4.重大事態調査の進め方

この章について、旧版は重大事態の種類を問わない共通事項として‘調査対象者’、‘保護者等に対する説明等’、‘児童生徒等に対する調査’、‘記録の保存’、‘調査実施中の経過報告’および‘分析’の6つの節、そして改訂版は‘調査の進め方についての事前検討’、‘調査の実施’および‘調査報告書の作成’の3つの節から構成されている（このうち‘調査の実施’は(1)調査全体の流れ、(2)重大事態調査にお

ける留意事項、(3)聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明、(4)聴き取り調査の方法及び留意事項、(5)児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項、(6)調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告の6つの項、‘調査報告書の作成’は(1)重大事態調査における調査報告書の作成、(2)事実関係の確認・整理、(3)重大事態への対処、児童生徒への支援方策の検討、(4)学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言の4つの項がある)。項を含む節単位で比較した場合、本章は両版でかなり異なっており、改訂版では調査の全体像から調査手法とその説明事項や留意事項や、報告書作成時の内容について詳述されているようである。

語句の数については、旧版、改訂版の順に、総抽出語数は325と1,530、異なり語数は168と482であった。なお分析に用いない品詞も含めた場合、改訂版の本章の記載量は改訂版の4.5倍となっており、全体の平均的な増加量(3.3倍)より多かった点も、本章の特徴といえる。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で14回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 4に、旧版で3回以上、改訂版で6回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 4-1と4-2に、それぞれ示す。

改訂版では、‘聴き取り’（〔聴く〕〔取る〕）の出現回数が増えている。調査組織が行う調査の方法としてアンケート調査と聴き取り調査があるが、改訂版では特に聴き取り調査に関する説明が増えているようである。永田（2020）は旧版における調査事項の説明について、ガイドライン内での「説明」は協議を内包しており、説明と協議を一体として理解すべき、としている。改訂版においても、文脈を考慮するとこの指摘は当てはまるように思われるが、今後のさらなる検討が求められる。

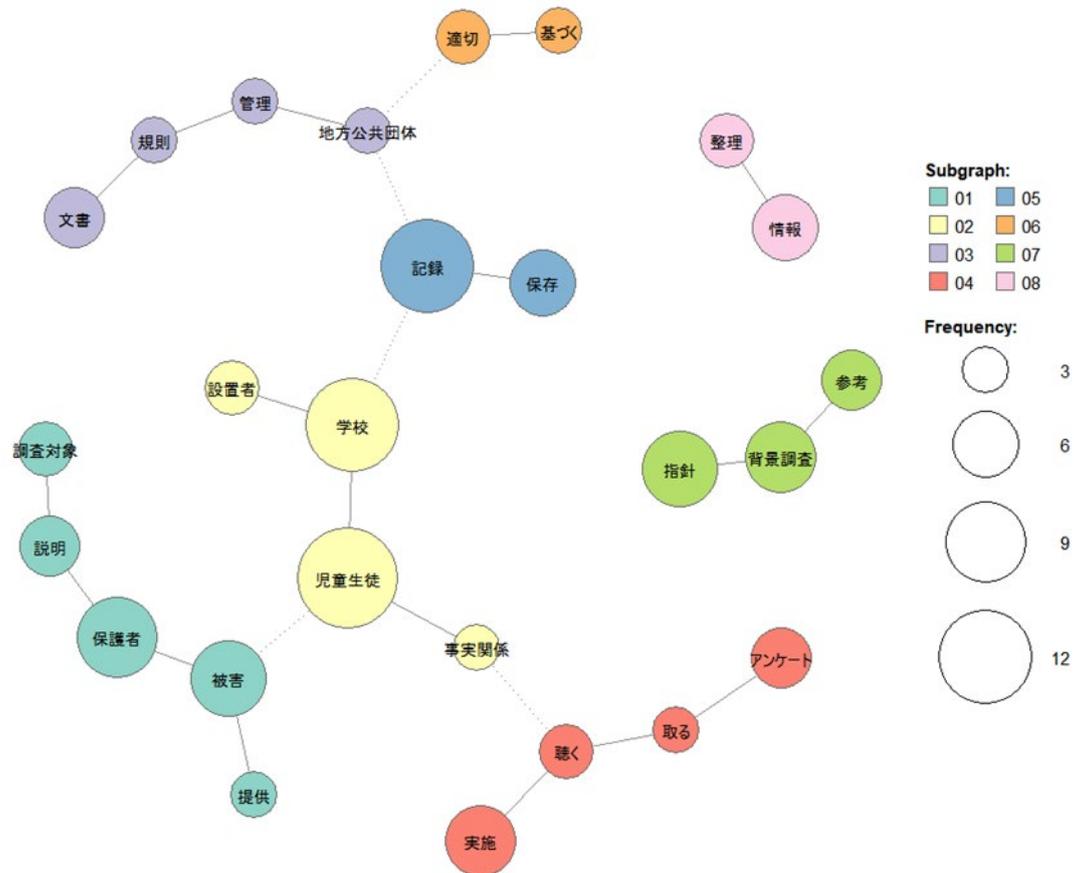
なお聴き取りについて改訂版では、‘生徒指導提要（改訂版）’第6章6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる」とあり、改訂版の生徒指導提要の中には“司法面接の技術”への言及がある（文部科学省、

Table 4 重大事態調査の進め方における語句の出現回数

旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句							
保護者	9 15	聴く	4 47	伝える	0 6	調査事項	0 4	守秘	0 3
被害	8 4	対象	0 35	要望	0 6	提言	0 4	人権	0 3
指針	8 2	取る	3 28	観点	0 5	発生	0 4	進め方	0 3
実施	7 11	必要	1 23	項目	0 5	範囲	0 4	正確	0 3
背景調査	7 2	事実関係	3 22	事項	0 5	本ガイドライン	0 4	専門家	0 3
情報	6 6	対応	1 22	事前	0 5	改善	0 3	想定	0 3
保存	6 0	確認	0 19	調査委員	0 5	概要	0 3	組織	0 3
説明	5 13	記載	0 18	認定	0 5	課す	0 3	その他	0 3
自殺	5 10	当該事案	0 17	配慮	0 5	課題	0 3	調査結果	0 3
参考	5 4	内容	2 18	話す	0 5	期間	0 3	丁寧	0 3
文書	5 1	考える	2 16	標準的	0 5	義務	0 3	途中	0 3
分析	4 5	検討	1 16	家庭	0 4	工夫	0 3	方式	0 3
調査対象	4 4	再発防止	1 14	関係性	0 4	加える	0 3	前	0 3
適切	4 4	調査組織	0 14	機関	0 4	行為	0 3	例	0 3
防止	3 8	検証	0 8	具体的	0 4	講ずる	0 3	分かる	0 3
係る	3 6	重要	0 8	構成	0 4	公表	0 3		
基づく	3 4	方法	0 8	事実	0 4	今後	0 3	両方に多かった語句	
管理	3 1	支援	0 7	重大	0 4	避ける	0 3	児童生徒	14 59
提供	3 1	事実経過	0 7	上記	0 4	質問	0 3	学校	12 47
規則	3 0	体制	0 7	詳細	0 4	氏名	0 3	アンケート	5 15
地方	3 0	方策	0 7	スケジュール	0 4	収集	0 3	設置者	4 13
公共団体		調査方法	0 6	生徒	0 4			整理	4 12

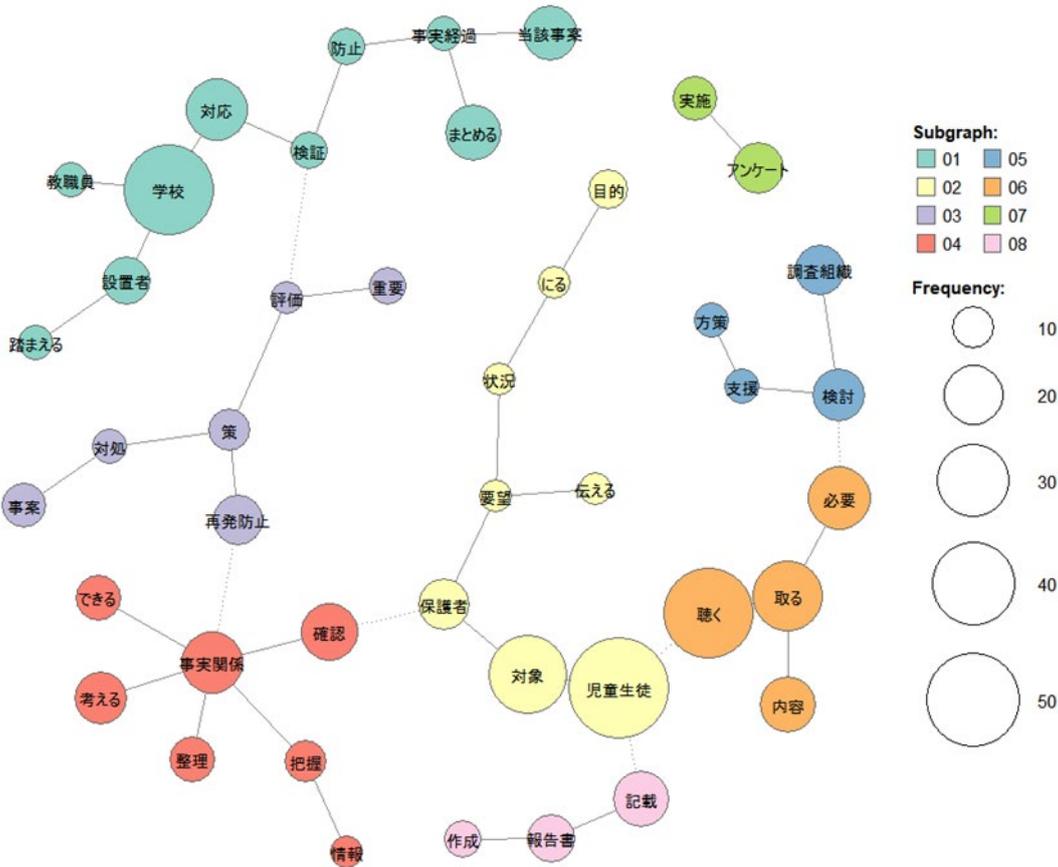
注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 4-1 重大事態調査の進め方（旧版）における語句の共起ネットワーク



2022b)。したがって調査に当たる心理の専門家は、通常のカウンセリング的な聴き方に加え、司法面

Figure 4-2 重大事態調査の進め方（改訂版）における語句の共起ネットワーク



接の聴取方法についても熟知しておく必要がある。

次に、[事実関係]の出現回数も増えており、共起ネットワークの結果から、[確認]や[整理]と共起していることが示された⁹。関連して、旧版では見られなかった[事実経過]への言及が改訂版で増えていた。先述のように改訂版における本章の記載量の増加量は他の章と比べてもかなり多いが、事実関係の確認や整理を通じた事実経過を明らかにするといった調査の目的が、より丁寧に記載されるようになっているものと思われる。また、調査報告書の作成に関して、旧版では“背景調査の指針 P20 を参考とする”等の記載にとどまっていたものが、改訂版では1つの節になっている。このことも影響してか、[事案]への[対処]と[再発防止][策]、あるいは[調査組織]が[支援][方策]を[検討]するといった語句の出現や共起関係も、改訂版の特徴となっている。このことから、重大事態の調査に当たる心理の専門家は、調査に関するスキルのみならず、支援策を含む事案への対処や再発防止策の提案にも関与する必要

がある。支援策に関しては通常の学校臨床心理学の経験や知見から提案できることも多いと思われるが、再発防止策については、従来のいじめに関する知見に加え、重大事態に特徴的な学校の課題の整理を踏まえた策定などが必要であろう¹⁰。

この他の語句に関して、この章においても[自殺]の出現回数は相対的に減っており、それに伴って、自殺の[背景調査]の[指針]も減っている。これは前節で述べたように、重大事態の種類を問わず共通する事項を中心に記載されていることによると思われる。

以上より記載量が大幅に増えている点、そして聴き取り、事実関係の確認や整理、当該事案への対処や同種の事態の再発防止策に関する言及が増えた点が改訂版に特徴的といえる。

5.地方公共団体の長等による再調査

この章について、旧版は‘再調査を行う必要があると考えられる場合’、‘地方公共団体の長等に対する所見書の提出（再掲）’、‘再調査の実施’の3つの節、そして改訂版は‘再調査の概要’、‘再調査

の進め方’、‘再調査結果の説明，報告及び再調査結果を踏まえた対応’の3つの節から構成されている（このうち‘再調査の概要’は(1)再調査の趣旨，(2)再調査を行う必要があると考えられる場合の2つの項がある）。項を含む節単位で比較した場合，改訂版では再調査の趣旨や実施後に関する節が増えているといえる。

語句の数については，旧版，改訂版の順に，総抽出語数は120と265，異なり語数は71と114であった。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で7回以上，あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 5に，両版とも3回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 5-1と5-2に，それぞれ示す。

改訂版では，〔必要〕の使用頻度が増えており，〔再調査〕や〔踏まえる〕あるいは〔考える〕と共起していた。重大事態の調査のうち再調査に至った割合に関する統計情報はないことから，参考までに文部科学省のデータ（文部科学省，2021，2022a，2023，2024b）を元に再調査の件数とその前年度の重大事態の調査件数の割合を計算したところ，2023（令和5）年度/2022（令和4）年度が3.8%（35件/923件），2022（令和4）年度/2021（令和3）年度が4.3%（30件/705件），2021（令和3）年度/2020（令和2）年度が6.2%（32件/514件）と，5%前後で推移していた。公表された再調査報告書に関しては，再調査に至った理由はすべて被害者側からの要望によるものであることから（下田他，2024a），被害者側の要望を考慮しつつ，その必要性について検討することが求められているようである。そのためか，〔当該〕重大事態への〔対

処〕や〔同種〕の〔事態〕の〔発生〕の〔防止〕の観点から再調査の適否を判断する，といった，目的との関連がやや強調されているようである。

一方で，旧版に見られた，調査が〔十分〕に尽くされた（〔尽くす〕）かに関する記載は減っているが，重大事態の調査には立証責任の概念がなく，また法的な強制力はない（木下，2018）。後者の事情から，調査は被害者側・加害者側・関係者の任意の協力によって行われるため，調査の結果に対し，‘十分な調査が尽くされていない’と表現するのは必ずしも適切とはいえないことも少なくないと思われる。そのため，改訂版ではこういった表現が減ったのかもしれない。なお，〔学校〕やその〔設置者〕といった語句も使用頻度が低下しているが，その理由の一つとして，再調査を行う必要性が考えられるもののうち，旧版に記載のあった“③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合”が改訂版には見られないことが影響しているかもしれない¹¹。

以上より，調査が十分尽くされているか以外の観点での再調査の必要性，関連する重大事態への対処や同種の事態の再発防止に関する言及が増えたのが改訂版に特徴的といえる。

6.まとめと今後の課題

旧版と改訂版の差異のうち，まず記載量の変化について，今回取り上げた章の中では，調査組織の設置，重大事態調査の進め方の2つに関する記載量は，大幅に増加していた。

次に，調査組織の設置では主に調査委員の第三者性や公平性・中立性および専門性，調査組織の種類に関する記載が増えており，重大事態調査の

Table 5 地方公共団体の長等による再調査における語句の出現回数

旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句		両方に多かった語句	
学校	8 10	再調査	5 23	基づく	0 4
設置者	4 5	必要	2 12	事態	0 3
実施	3 1	対象	0 5	説明	0 3
十分	3 1	判断	0 5	同種	0 3
尽くす	3 1	対処	0 4	発生	0 3
被害	3 0	調査組織	0 4	防止	0 3
		踏まえる	0 4	本ガイドライン	0 3
		報告書	0 4		

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 5-1 地方公共団体の長等による再調査（旧版）における語句の共起ネットワーク

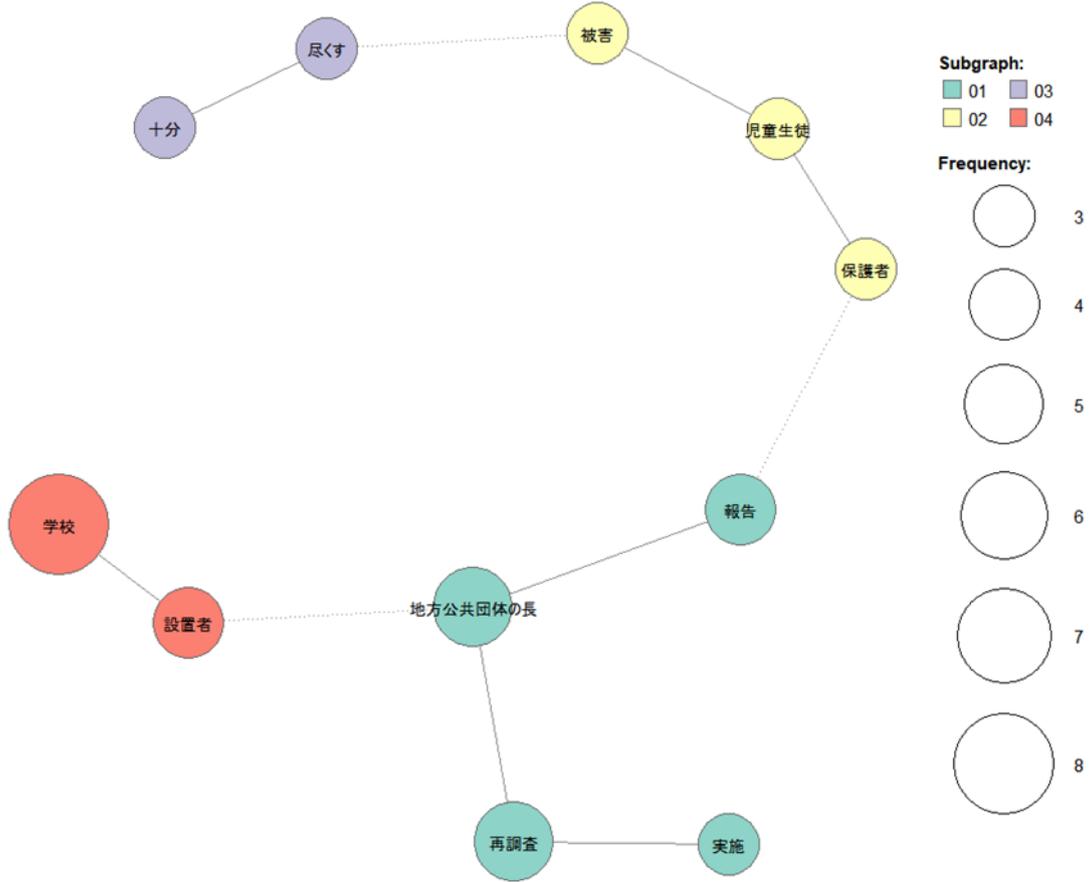
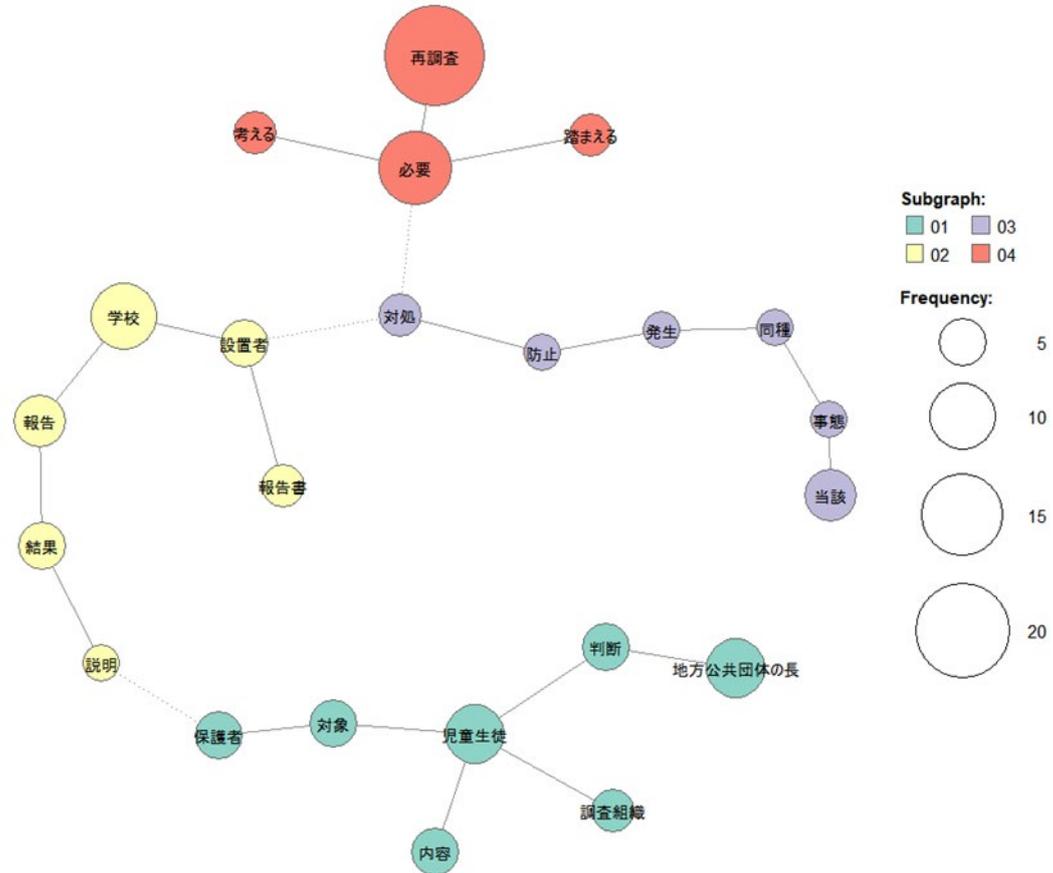


Figure 5-2 地方公共団体の長等による再調査（改訂版）における語句の共起ネットワーク



進め方では主に聴き取り、事実関係の確認や整理、当該事案への対処や同種の事態の再発防止策に関する言及が増えた。したがって重大事態の調査に関わる心理の専門家は、自身の選定プロセスにおける第三者性、公平性・中立性の確保に留意しつつ、重大事態の調査目的を十分に理解して調査に当たることが求められる、といえる。

その他の章について、まず重大事態調査の概要及び調査の目的の章が改訂版で新たに設定されていた。その内容については、調査の目的は当該重大事態への対処と同種の事態の再発防止策を講ずることであり、法律上の責任追及でなく教育的な観点で行われるものであること、疑いの段階で調査を行うこと、被害者側の尊厳の保持や支援についても強調されていることが確認された。調査に関わる心理の専門家は、こういった調査目的について、十分理解しておく必要がある。

次に、対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明の章については、被害者側に調査方法や要望を聴き取ることや説明を行うことがより強調されている。また、調査組織の公平性・中立性については事前説明の章でも強調されている様子がうかがわれた。

そして地方公共団体の長等による再調査の章については、調査の不十分さ以外の観点での再調査の必要性に関する言及や、関連する重大事態への対処や同種の事態の再発防止に関する言及が増えている点が特徴的である。再調査に関わる心理の専門家は、再調査の必要性や目的を十分に検討した上で調査に当たる必要があると思われる。

今回対象とした章を通して、自死事案に関連する語句の出現回数は減っていたことから、改訂版は全体として、重大事態の種類を問わず共通した事項の説明が中心となっているといえる。一方でこういった特徴から、自殺事案の調査に当たる際に「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省，2014）を参照する意識が薄れる懸念も否定できない。心理の専門家は、改訂版のみならず、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」についても十分理解しておく必要がある

と思われる。

今後は、こういった改訂版のガイドラインの方向性を踏まえた研修等を充実させ、心理の専門家の重大事態調査のスキル向上を図る必要がある。また重大事態の調査は、対象となる児童生徒・保護者や教職員等は当然のこと、調査を行う調査委員にも多大な負荷が掛かる。重大事態の調査を持続可能な制度とするためには、改訂版に準拠しながら、調査に関する知見を蓄積し、そのあり方を検証していくことも求められる。

<脚注>

- 1 改訂版で第三者委員会とは調査組織の構成員が全て第三者で構成されているものを指すとされているため、本研究では第三者委員会等でなく「調査組織」の表記を使用した。
- 2 自殺事案では改訂版に加えて「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省，2014）に基づいて行う必要がある（文部科学省，2024a）。ただし、いじめとしての調査と自殺の背景調査を区別する必要があるという指摘もある（例えば山岸，2019）
- 3 参考のため、両版の全体としての語句の出現回数（記載量の違いを考慮し、旧版で5回以上、改訂版で15回以上とした）と共起ネットワーク（作成手順は本文中のものと同様）について、Appendix 1 から3として加えた。
- 4 誤字等については分析データを確認し、旧版の‘地方公共団体の長等による再調査’の章における‘ただし’は『ただし』に修正した。また、表記揺れを統一する都合上、旧版の‘第三者調査委員会’は『第三者委員会』とし、同じく‘所見’は『所見書』とした。
- 5 改訂版の用語説明から、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、被害や加害の“疑いがある”点を強調するため、関係性を確定するような表現が用いられていないことが考えられる。
- 6 Appendix に示すように、ガイドライン全体としての出現回数は両版で概ね同程度であることから、改訂版では、調査の目的においても支援が

強調されているといえそうである。

- 7 このほか、加害児童生徒・保護者に対して1回の使用が確認できる。
- 8 改訂版全体の出現回数は8回と多くないが、主に当該重大事態への対処で使用されている。
- 9 旧版では見られなかったが、改訂版には‘事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄’である旨の記載もある。
- 10 例えば玉野(2018)は不登校重大事態における調査のあり方を論じる中で、不登校重大事態は加害者側の不満が被害者側に向かうといった二次被害を含み、影響が多岐に渡ったり長期化しやすかったりすることを指摘している。
- 11 改訂版の第7章(被害者側への事前説明)に学校の設置者及び学校の対応等も含まれているため、ここでの記載が省略された可能性はある。

付 記

本研究は佐賀大学大学院学校教育学研究科研究倫理審査委員会の審査を受け(承認番号 21005)、科学研究費の助成を受けて行われた(課題番号 23K02963)。この他に開示すべき利益相反事項はないが、筆者らはSCとして配置された学校でいじめ対策に関わっており、また、重大事態の調査委員の経験がある。

引用文献

- 樋口 耕一(2020). 社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して(第2版)—— ナカニシヤ出版
- 春日井 敏之(2020). 「いじめ問題再調査委員会」等からみた学校現場の生活指導実践課題——第三者委員会のあり方、遺族に寄り添うことの意味を問いながら—— 生活指導研究, No.37, 31-46.
- 木下 裕一(2018). 第三者委員会における「いじめ」の事実認定の方法と限界 季刊教育法, No.1 97, 36-41.

- 文部科学省(2014). 子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版) Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf
- 文部科学省(2016). 不登校重大事態に係る調査の指針 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf
- 文部科学省(2017a). いじめの防止等のための基本的な方針(改訂版) Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf
- 文部科学省(2017b). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_003.pdf
- 文部科学省(2021). 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf
- 文部科学省(2022a). 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf
- 文部科学省(2022b). 生徒指導提要(改訂版) Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
- 文部科学省(2023). 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf
- 文部科学省(2024a). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版) Retrieved Dec

ember 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf

文部科学省 (2024b). 令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from

https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf

永田 憲史 (2020). いじめの重大事態の調査のための説明事項の説明に関する考察—「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の遵守を目指して 関西大学法学論集, 70, 128 1-1344.

坂田 仰 (2018). いじめ重大事態の「第三者調査委員会」の課題——“制度”と“現実”の狭間—— 季刊教育法, No.197, 42-47.

下田 芳幸・平田 祐太郎・吉村 隆之 (2024a). いじめ重大事態の再調査報告書の内容分析 日本心理学会第 88 回大会発表論文集, 1B-053-

PD.

下田 芳幸・平田祐太郎・吉村隆之 (2024b). 小学校・中学校・高等学校におけるいじめ重大事態に関する件数等の推移 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要, 8, 229-241. <https://doi.org/10.34551/0002000571>

下田 芳幸・平田 祐太郎・吉村 隆之 (印刷中). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）の特徴の検討（2）——学校および学校の設置者に関する章の旧版との比較を中心に—— 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要, 9

玉野 まりこ (2018). いじめ重大事態の不登校事案への対応と第三者委員会のあり方 季刊教育法, No.197, 64-71.

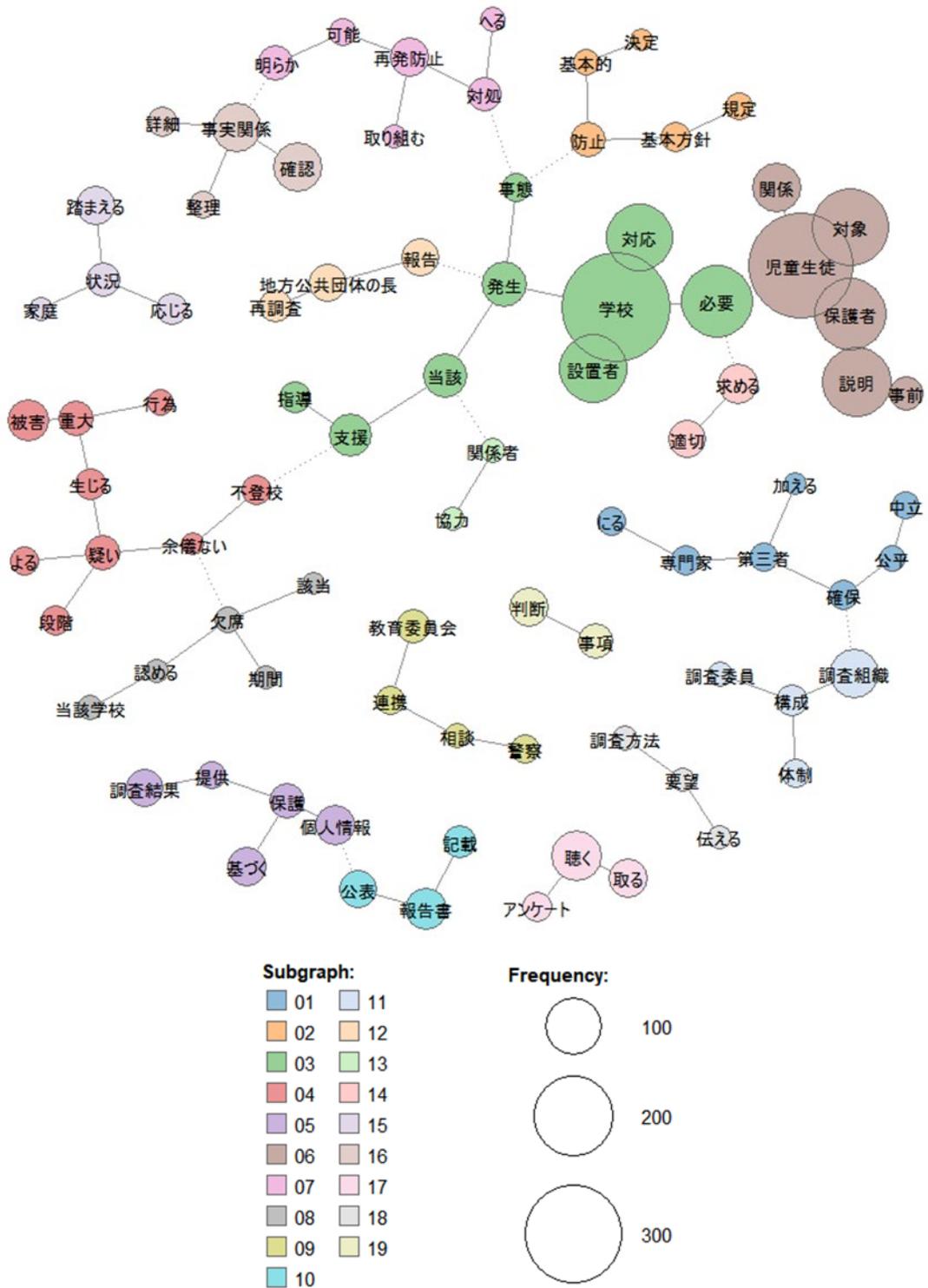
山岸 利次 (2019). 第三者委員会によるいじめ調査の教育法的検討——被害者・遺族の「知る権利」に関わって—— 日本教育法学会年報, 48, 164-173.

Appendix 1 旧版全体で5回以上、改訂版全体で15回以上出現した語句

旧版のみ基準以上	改訂版のみ基準以上	両方で基準以上	両方で基準以上
記録	12 対象	185 学校	175 375 対処
地方公共団体	12 関係	76 児童生徒	114 343 教育委員会
情報提供	11 報告書	52 保護者	81 163 <u>事前</u>
文書	11 記載	33 <u>必要</u>	25 162 再調査
予め	10 策	31 説明	51 153 応じる
外部	10 不登校	28 設置者	75 147 生じる
都道府県	10 確保	27 対応	53 139 構成
文部科学省	10 重要	27 <u>考える</u>	10 86 指導
可能性	9 専門家	27 <u>聴く</u>	9 77 アンケート
心身	9 警察	25 <u>調査組織</u>	10 75 係る
第三者委員会	9 体制	25 <u>確認</u>	6 73 詳細
遺族	8 調査主体	25 事実関係	17 73 段階
検証	7 まとめる	25 発生	16 65 把握
進める	7 設置	24 当該	17 61 基本方針
速やか	7 当該事案	24 支援	16 57 自殺
他	7 連携	24 <u>被害</u>	90 52 受ける
調査対象	7 行為	21 実施	25 50 第三者
認識	7 基本的	20 <u>個人情報</u>	9 49 いる
方針	7 調査委員	19 <u>内容</u>	9 49 よる
財産	6 当該学校	19 <u>求める</u>	5 49 事態
取り扱う	6 へる	19 できる	11 48 法律
改めて	5 関係者	18 <u>取る</u>	6 48 事実
起きる	5 資料	18 判断	13 48 中立
開始	5 相談	18 基づく	12 46 可能
個人	5 配慮	18 再発防止	11 45 規定
策定	5 図る	18 事案	18 45 整理
事例	5 家庭	17 <u>踏まえる</u>	6 45 組織
心情	5 取り組む	17 公表	19 44 提供
生命	5 本ガイドライン	17 地方公共団体の長	12 43 教職員
専門	5 申立て	17 適切	32 43 結果
大学	5 要望	17 報告	17 43 欠席
立つ	5 協力	16 調査結果	29 42 公平
定義	5 作成	16 <u>目的</u>	5 42 方法
望む	5 章	16 検討	13 39 調査方法
報道	5 得る	15 重大	9 39 含む
	該当	15 情報	17 38 期間
	加える	15 防止	12 38 主体
	決定	15 保護	9 38 認める
	生徒	15 明らか	10 37 及ぶ
	前	15 疑い	8 37 伝える
	向ける	15 <u>事項</u>	6 37 参考
	余儀ない	15 <u>望ましい</u>	5 37 十分
		状況	11 36

注) 両方で基準以上の列の数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。下線は、両版の記載量の差を調整した上で、改訂版が旧版の1.5倍以上、斜体は同じく旧版が改訂版の1.5倍以上登場した語句である。

Appendix 3 改訂版全体における語句（15回以上出現）の共起ネットワーク



(2025年1月31日 受理)